

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した、従業員等が、異動した場合は）提出したく用紙です。提出期限は、該当の（従業員）等の異動があった月の翌月10日（まで）です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

8

向日

市町村長

令和 8 年

7

月

11

日

提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地名称

〒 617-0000

向日市寺戸町中野〇番地の〇

△△(株)

個人番号又は法人番号
(右欄めでご記入ください)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

1 2 3 4

課税氏名

担当者内線

整理番号

7 年度

特別徴収指定番号

宛名番号

向日 〇〇

075-931-XXXX

123

8 年度

特別徴収指定番号

宛名番号

20123456

宛名番号

2

異動の事由

※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。

異動後の未徴収税額の徴収方法

番号を記入

1 退職
2 転職・長欠
3 休職・長欠
4 死亡
5 支払少額・不定期
6 合併・解散
7 その他

番号を記入

1 特別徴収継続
2 一括徴収
3 普通徴収
(本人が納付)

フリガナ	ムウ 〇〇	新	姓	特別徴収税額 (年税額)	(ア) 徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ウ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	向日 〇〇	姓		120,000	20,000	令和 8 年 7 月 25 日	番号を記入 1	番号を記入 2
生年月日	元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日							
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4							
住所	向日市上植野町馬立〇番地							
1月1日現在								
異動後								

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）			
新しい住所	特別徴収指定番号	担当氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ		電 話	月割額 〇 円 を 〇 月分
氏名			(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
生年月日			※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
個人番号			受給者番号
住所			納入書の要否
1月1日現在			番号を記入 1 必要 2 不要
異動後			(新規の場合のみ記載)

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）			
番号を記入	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (「(ウ)」と同額)を 右欄に記入	100,000
			左記の一括徴収した税額は、 8 月分(翌月10日納期限)で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）			
番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		
	1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。		

旧特別徴収処理欄	7 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。